第21回国語分科会国語課題小委員会・議事録

平成30年９月７日（金）
15時00分から17時00分
旧文部省庁舎・文化庁特別会議室

〔出席者〕
（委員）沖森主査，森山副主査，石黒，入部，岩田，川瀬，塩田，鈴木，田中（牧），田中（ゆ），福田，山田，善本各委員（計13名）
（発表者）小田順子氏（株式会社ことのは本舗代表取締役）
（文部科学省・文化庁）髙橋国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕
1　第20回国語分科会国語課題小委員会・議事録（案）
2　公用文と広報文 ―自治体の文書事務の現状―(小田順子氏　発表資料)
3　常用漢字表の考え方と課題（案）
4　国語課題小委員会における審議スケジュール（案）

〔参考資料〕
1　公用文の在り方に関する国語課題小委員会における意見(第20回まで)（案）
2　改定常用漢字表（平成22年文化審議会答申）における「碍（がい）」の扱いとその後の経緯について
3　国語課題小委員会　常用漢字表に関する主査打合せ会委員名簿
4　スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件（平成30 年5月30日衆議院文部科学委員会決議）
5　スポーツ基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成30年6月12日参議院文教科学委員会）

〔机上配布資料〕
○　国語関係答申・建議集
○　国語関係告示・訓令集
○　改定常用漢字表
○　国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
○　分かり合うための言語コミュニケーション（報告）
○　公用文関係資料集
　公用文作成の要領（平成27年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き）
　公用文における漢字使用等について（平成22年内閣訓令第１号）
　法令における漢字使用等について（平成22年内閣法制局長官決定）
　６訂　公文書の書式と文例（平成23年文部科学省　抜粋）等
　文部科学省用字用語例
　文部科学省送り仮名用例集　等

〔経過概要〕
1　事務局から配布資料の確認が行われた。
2　前回の議事録（案）が確認された。
3　事務局から配布資料３について説明があった。
4　主査から提案（できるだけ早いうちに，現段階で可能な範囲で，国語分科会とし

ての考え方を示す。）があり，了承された。

5　小田順子氏から配布資料２について説明があり，説明に対する質疑応答及び意見交換が行われた。

6　次回の国語課題小委員会について，平成 30 年 10 月５日（金）午後３時から５時まで開催すること，また，会場については決まり次第事務局から連絡することが確認された。

7　質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

○沖森主査

第 21 回国語課題小委員会を開会いたします。本日は，まず，前回の議事録（案）確認をしていただき，その後，議事次第に示しました順序とは違いまして，初めに，常用漢字表について，そして，次に官公庁における文書作成についてという順で協議を進めます。本日は，小田順子さんを招いてのヒアリングと協議です。よろしくお願いします。

では，「（２）常用漢字表について」という議題から入りたいと思います。去る５月 30 日に衆議院文部科学委員会で，障害の「害」の表記について検討を求める決議があり，６月 12 日に参議院文教科学委員会でも，ほぼ同様の内容の附帯決議がなされております。この二つの決議は，参考資料４と５で御覧いただけます。

これらの決議は政府に向けたものでありますが，石偏の「碍」という漢字を常用漢字表に追加することの可否を含めた所要の検討を行うよう求める内容となっており，早速国語分科会国語課題小委員会で検討を始めたところであります。

前回は，本日の参考資料２としてお示しした，「改定常用漢字表における「碍」の扱いとその後の経緯について」という資料を中心にこの件について説明し，今後の対応の在り方について本小委員会で検討する前の段階として，まずは何人かの委員の方と一緒にこの課題について考える主査打合せ会を設けてはどうかという提案を御了承いただきました。そして，既にお知らせしましたように，参考資料３の名簿の方々にメンバーとなることをお願いし，８月 16 日に第１回の主査打合せ会を実施いたしました。

本日は，そこで検討したことを事務局から説明していただいた上で，今後の対応について私から後ほど御提案をしたいと考えております。

では，まずは配布資料３について，事務局から説明をお願いいたします。

○武田国語調査官

配布資料３を御覧ください。８月 16 日に第１回「常用漢字表に関する主査打合せ会」が行われました。そこではまず，前回の常用漢字表改定のときの経緯，これは委員会の中でも説明をさせていただきましたが，その経緯をより詳しくお話しし，そのときの経緯を御理解していただきました。今日は時間がありませんのでそこには入りませんが，次回以降，この件について検討するときには，もう少し時間を取って，平成 22 年の改定の経緯についても更に詳しく御説明したいと思っております。

今回の決議は常用漢字表に新しい字を追加することの可否を問うています。そういうこともありますので，まず常用漢字表の考え方を確認いたしました。内閣告示の前書きには，「この表は，…現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである。」そして，「この表は，…各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない」ということ，さらに，「個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものである」ということ，こういったことが書かれています。

これをもう少し詳しく説明しているのが，その前段階に当たる，正にここで御検討いただいた文化審議会答申の内容になります。内閣告示になる前の段階の答申「改定

常用漢字表」には，詳しい前文があります。そこで基本的な考え方が示されています。表に掲げられていない漢字を使用することもできることや，分野によってこの表の扱い方に差を生ずることを妨げないものであることが書かれていて，こういった常用漢字表の考え方が確認されました。

そして，追加の可否について検討をと言われております。もしも，常用漢字表を実際に改定することになった場合，どのような課題があるかについても検討されました。まず，選択肢として漢字を追加するという，この選択肢という考え方は，これまでの常用漢字表にはありません。もしそういった新しい考え方を検討することになれば，当然相応の時間が掛かるであろうということ。それから，常用漢字表について検討するところは，この国語分科会，文化審議会になりますが，一部改定することになりますと，内閣官房あるいは内閣法制局をはじめとする関係府省との調整や協議などが必要である。これは手続的にも，また内容的にもそういった協議が必要になるであろうということ。そして，これも大事なこととして，選択肢として漢字を追加することを考えた場合，法令や公用文での表記を混乱させないような手立ても必要となります。改定に関して考えますと，様々な手続に，そして御協議いただくのに時間が掛かることが課題としてあるだろうということが話し合われました。

○沖森主査

ただいまの説明につきまして，御質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんか。

それでは，私から今後の対応について御提案をしたいと先ほど申し述べました。少し長くなりますが，ここで述べて皆さんの御意見を頂きたいと思います。読み上げる形でお話申し上げます。

「今回，衆議院文部科学委員会の決議，参議院文教科学委員会の附帯決議によって，石偏の「碍（がい）」の字の常用漢字表への追加の可否を含め，所要の検討を行うよう求められたことは，これまでの経緯から見て，国語分科会漢字小委員会の流れを受け継ぐ国語課題小委員会の主査である私としても，重く受け止めています。

そこで，速やかに，この課題について対応すべく，前回の小委員会で設置を御承認いただいた主査打合せ会の第１回目の会合を開き，意見交換を行いました。ここにおいて，常用漢字表の基本的な考え方に基づき，おおむね次のような考え方で一致を見ました。少し長くなりますが，これから申し上げます。

常用漢字表の影響力が大きいことは間違いない。国の省庁が作成する文書などは常用漢字表の範囲で漢字を用い，また，小学校から高等学校で学ぶ漢字も常用漢字表に基づいている。日本語を用いて生活する人々が，安心して情報をやり取りする上でも，常用漢字表の存在には大きな意義がある。

しかし，常用漢字表は漢字使用の目安を示すものであり，各種専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものではない。その運用に当たっては，個々の事情に応じて，適切な考慮を加える余地のあるものというように，その「前書き」に明記されている。すなわち，常用漢字表は制限的なものではない。

実際，「しょうがい」の表記については，交ぜ書きの「障がい」，石偏の「碍」を用いた「障碍」，全て平仮名にした「しょうがい」など，それぞれの分野・専門における事情に応じて，既に常用漢字表とは異なる表記が選択され，用いられている場合もある。社会全体に多様な考え方がある現状からすれば，それぞれの考え方に従って用いられる，いずれの表記も尊重されるべきである。

このように，常用漢字表の考え方によれば，現在においても，地方自治体，また，民間の関係組織や団体などにおいては，それぞれの考え方や事情に従って，常用漢字

表に掲げられていない漢字を使用することもできる，すなわち，常用漢字表と異なる表記を選択できるということを，まずは，基本的な事項として確認しておく必要がある。

以上のような主査打合せ会での検討を踏まえて，今後の対応についての考え方を以下に申し述べたいと思います。

先ほど事務局の説明にあったとおり，常用漢字表を改定するには相応の検討が必要となります。例えば，平成 22 年の改定には５年半を要しました。また，手続に関しても内容に関しても，国語分科会，あるいは，文化庁・文部科学省だけで決められる問題ではありません。そして，平成 22 年の常用漢字表改定における判断などについても，改めて整理するべきことがあります。

一方で，二つの委員会決議が，来る東京オリンピック・パラリンピック競技大会をきっかけとして改正された法律に併せて行われたものであることなどを考えると，身近に迫る 2020 年も意識して，できるだけ早く国語分科会としての考え方を示す必要もあります。

そこで，本日ここで御提案したいのは次の点であります。

常用漢字表が示す「障害」とは異なる表記を使いたいと考えている方々が，安心してそれぞれの考え方に基づいた表記ができるように，できるだけ早い段階で，例えば年内にでも，国語分科会としての何らかの意見表明，あるいは，メッセージのようなものを，まずは示す。

もし，この提案を御了承いただければ，主査打合せ会で，具体的にその文案を作成した上で，改めてこの国語課題小委員会で御検討いただきたいと考えております。

以上，この提案について御意見，お考え等頂ければと思います。よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。　（ → 挙手なし。）

特に御意見がなければ御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

（ → 了承。）

ありがとうございました。それでは，主査打合せ会で検討の上，改めて審議させていただきたいと思います。では，「（２）常用漢字表について」の議題は，ここまでといたします。

それでは，戻りまして，「（１）官公庁における文書作成について」の協議に移ります。参考資料の１を御覧ください。これは前回にお示ししたものにヒアリングでの岩田委員のお話や，委員の皆様方から頂いた御意見を加えたものであります。

前回までの議論の中では，分かりやすさを考えるときには語彙の問題にとどまるのではなく，むしろもう少し大きな文章のまとまり，談話レベルに注目し，それらのパターンを分類した上で，考え方を示してはどうか。

文章の分かりやすさを追求したときに，別の要素が犠牲になったり分かりやすさと衝突したりする場合がある。そのような問題にどのように対処していくかを考えてはどうか。

それらについて具体的なルールを作ることは難しいとしても，場合ごとに分類するなどしてタイプ別，ジャンル別の対処法を示すことができるのではないか。

ただし，現在のところ公用文とは何であるのか。今回の議論において，そのうちのどの部分を対象とするのかがまだはっきりしていないのではないか。法令や国の府省内の文書を一義的に考えるのか。一般の人々が直接触れるような文章の分かりやすさの問題を考えるのかなど，対象を早く定めるべきではないかといったところが話題になっていたかと思います。

そこで本日は予告したとおり，外部の有識者をお招きし，公用文の在り方について

のヒアリングを行い，その上で意見交換を行いたいと思います。本日は，小田順子さんにお越しいただき，「公用文と広報文―自治体の文書事務の現状―」というタイトルで，御発表の準備をしていただきました。小田さんは多数の著書をお書きになっておられるとともに，文章の危機管理コンサルタントとして会社を立ち上げ，国の省庁や地方自治体，企業などを広く対象として実践的な活動をなさっておられます。特に，新潟県柏崎市では広報専門官，広報戦略アドバイザーとして長く御活躍され，成果を上げられてきました。御発表ではこれまでも話題になってきたように，直接的に国民に向けて情報を発信する場合に，法令などとの関係をどのように考えるのかといった辺りについても，御示唆を頂けるのではないかと期待しております。

配布資料２を御覧ください。また，スライドも用意してくださっておられます。では，よろしくお願いいたします。

○小田氏

皆さんこんにちは。今御紹介いただきましたので，補足程度，簡単に自己紹介をしたいと思います。

今，御紹介いただいたように，新潟県柏崎市で，４年弱，非常勤の特別職として月の半分ぐらい通っていました。そもそもその前に，今から 10 年ぐらい前です，東京の中野区役所に 15 年ほど勤務をしておりました。そのとき広報課に配属されまして，報道担当で報道機関向けのパブリシティー（publicity），それから区役所の公式ホームページを担当していました。この仕事が余りに面白くて，それが高じて役所を辞めてまでこのような広報，言葉の会社を立ち上げるに至りました。実は中野区役所に入る前，それから辞めた後，合わせて７年ぐらい，学習塾や予備校で国語や古文を教えていました。若い頃，現役の頃は経済学部でしたが，本当は文学部に行きたかったので，仕事をしながら通信教育で，法政大学で学んで，役所を辞めると同時に卒業論文が通って無事卒業できたという経緯があります。ちなみに，そのときの卒業論文のタイトルが，「分かりやすい広報を目指して－行政広報のあるべき姿を探る」というものでした。その後，修士課程に進み，「文章表現の適切さがウェブサイトに与える影響に関する一考察」という修士論文を書きました。現在は，法政大学の博士後期課程に在籍しております。

そのようなわけで，偉そうに話していますが，私は正に学生です。ただ，自治体経験がたくさんあり，かつ，そこを見込まれて自治体や国も含めて，文章に関する研修をやってくれというオファーがとても多くなっています。たくさんの自治体の，文書事務の現状を見てまいりましたので，今日はそこのところの情報提供ということで，委員の皆様にお伝えできればと思います。

こちらの投影画面には私の書いた本が載っていますが，半分が役所の職員向け，残り半分は民間向けです。民間企業からもオファーが来ることはありますが，これは広告宣伝部ではなく，広報課からのオファーが中心です。さらに，公務員ではないですが，士業の方，弁護士さんや税理士さんや行政書士さんなど，そういった方からのオファーも来ます。いずれも役所と同じで難しい文書を扱っている，だけど，法律で決まっていてどうにもならない状況の方々から結構，依頼が多いです。その中で，いつもお話ししている内容，士業の先生や行政の職員に話しているところを御紹介しながら，役所の文書事務の現状をお伝えできればと思います。

役所の研修，広報研修であったり，文章の研修であったり，タイトルはいろいろですが，どのような研修であっても，必ず最初に三つの勘違いというお話をするようにしています。役所の文章は分かりにくいと言われていますが，決して分かりにくくしようと思ってやっているわけではない。分かりやすくしようとは思っているのに，分かりにくいと言われてしまう。そこは根本的に三つ勘違いをしているからですよ，と。

まずは，これを取り払って，文章の書き方を考えましょう，とお話をしています。
三つのうち一つ目です。これは実際私も先輩や上司によく言われました。文章の書き方として「起承転結を付けろ。」とよく言われます。この「起承転結」はそもそも何だか，皆さん御存じですか。私は漢文や漢詩は苦手ですが，一所懸命調べて，こういうものを一つ引っ張ってきました。「絶句」のお作法，起句・承句・転句・結句という構成から頭一文字を取って，起承転結という言い方をするとあります。これは漢詩です。もう何千年も前の，中国の，文学作品の書き方を，役所が住民に送る文章の書き方に当てはめたところで，分かりやすくなるわけがない。むしろ分かりにくくなって当たり前ではないでしょうか。起承転結のジェットコースター型ストーリー展開や，人を泣かせて感動させるようなストーリー展開は，例えば納税通知や生活保護の決定通知など，そのようなものに必要ですか。そもそもそこが，ずれていますよね。役所の文章の分かりやすさ，本来あるべき姿には，小説や物語や文学作品のようなものは求められていません。これが大きな勘違いの一つ目です，というようなお話をします。
ではどのような文章が求められているのか。弊社が商標登録している言葉なのですが，「ビジネス・コミュニケーション・ライティング」ということになります。単なるビジネス・ライティングではなく，コミュニケーションが大事です。文章は必ず，相手に何か行動を起こしてほしいと思って書いている。例えば納税通知書だったら，決められた期限までにきちんと決められた金額を払う行動を起こしてほしい，健康関連のイベントのお知らせであれば，このイベントに参加して，自分で自分の健康状態を良い状態に保って健康寿命を伸ばして，そして最終的には医療費を抑制したいなど，何かそういう行動を起こしてほしくて文書を送っているわけです。さらに，よく読めば分かるというのではなくて，住民はそんなに役所の文書を片っ端から真剣には読みませんから，さらっと斜め読みをしただけで分かるような文章が求められているのではないでしょうか。
私は，よく役所の文章の悪文例を，役所のホームページから拾ってきます。「よくある御質問とその回答」というのが，いろいろな自治体のホームページに載っています。とても気になるのが「どうして住民税を払ったのに督促状が来るのですか。」という疑問に対して「お支払いただいてから入金確認できるまでに２週間程度掛かり，督促状が発送されることがあります。」と書いてあることが非常に多いことです。小学校・中学校のときの，国語のテストを思い出してみると，例えば「主人公は，なぜこのようなことを言ったのですか。」という問題が出ますよね。それに対して「それは……だからです。」と答える。この「だからです」が抜けると，×になったり，減点されたりしていました。私が子供の頃は，学校の国語の時間に日本語のルールとして，「なぜですか。」と聞かれたら「……だからです。」と答える。「どういうことですか。」と聞かれたら「……のことです。」と答える。「できますか。」と聞かれたら，答えは「できます。」か「できません。」の二つに一つ，それ以外の答えはない。「できない」と言い切るのが言いづらいので，ついつい，ぐだぐだ理由を書いてしまう。そうではなくて，できるかできないかはっきり言わないと，特に行政の素人である住民には，理解できなくなってしまう。最低限の日本語のルール，これを守らないから理解しづらくなってしまうというお話をいつもしています。
そのようなことで，研修中は，このような練習問題を解いてもらい，私の作った模範解答をお示しすることをやっています。コミュニケーションですから，ただただ督促状が来た理由だけを書けばいいというものではなく，ＦＡＱやメール，対面，電話の場合は，まずは相手がきちんと払ったのに役所から督促状が来てびっくりしているわけです。それに対して，「びっくりさせてしまってごめんなさい。」というワンクッションが必要です。そのワンクッションを入れたとしても，これは「……のためで

す」という日本語のルールを守って書けば，自分の問いに対する答えはこの部分だと分かります。理解を助けることができます。

英語と日本語でやり取りしたら，絶対分かり合えないです。表記，単語，文法が違うので。同じ日本人同士でも，同じルールに沿ってやり取りをしなければ，当然理解はできなくなりますよね。ですから，行政の職員としては，文学的な素養は要りません。日本語のルールを徹底することが大事だというお話をしています。

この勘違いの二つ目です。法令文・公用文は広報文への書換えが必要ということです。

役所の職員が日々扱っている文章，条例や規則，規程，要綱，起案，それから通知です。公印を押して，発番を取って，住民に送るような通知，これらを法律の文章と分けて，「公用文」という言い方を私はずうっとしてきました。法令文は，法律の専門家，プロフェッショナル同士が使う言葉，つまり業界用語ですよね。行政の公用文というのは，行政のプロフェッショナル同士が使う，やはり専門用語，つまり業界用語です。こういった専門用語は，素人に分かるわけがない。もし素人が分かるのなら，極端な言い方をすれば，弁護士などは頼まないで，法廷に立って戦えばいいわけです。分からないから，お金を払ってでもプロにお願いをしている。行政のプロフェッショナルも同じ。行政のプロだから分かるのであって，それが素人の住民にすらすら分かってしまうようだったら，あなたたちは必要ないかもしれません，というくらいの話をしています。

基本的に住民は素人なわけです。もちろん，よく御存じの方もたくさんいらっしゃるかもしれませんが，基本的には相手は素人だという前提で「全ての法令文，公用文は，広報文に書き換えないと絶対に理解できないですよ。」と言っています。この広報文が，具体的にお手本にしているのは，新聞記事です。報道機関が書く文章，新聞記事であったり，ニュース報道の伝え方であったり，こういうものをお手本にするように，というお話をしています。

これは，国語分科会報告「分かり合うための言語コミュニケーション」にも書かれていました。法律や行政の専門家が，非専門家である住民に歩み寄る表現，これは裁判員制度でもそうだと思います。このような書換えが当然のことながら必要になります。それなのに，これをごちゃ混ぜにしているから，役所の文章は分かりにくいと言われてしまうのですと，これが二つ目の誤解です。役所の職員も，実は公用文，広報文を余りよく分かっていない人が圧倒的に多いです。法務担当になった職員は，公用文や法令文のルールをよく知っている。そして，広報課に配属された職員だけ，広報文と公用文が違うことをよく知っていて分けて考えている。それ以外の職員はよく分からないまま使っているのが現状です。

実際このような例文を出すと，分からない人が圧倒的に多いです。例えば「試験には，鉛筆，万年筆又はボールペンを持参してください」と言われたときに，法律や行政のプロフェッショナルが解釈したら，一体どのような解釈になるか。常識で考えると試験ですから，消しゴムで消せるペンがないと怖いです。後で見直して考えが変わることもありますから，消せるペンが１本欲しい。だけど，受験票の名前や受験番号が消えてしまったら怖いですから，消えないペンも欲しい。そうすると，世間一般では，「私は鉛筆と万年筆を持っていきます。」，「いやいや，私は万年筆を使い慣れていないから，鉛筆とボールペンを持っていきます。」と考える人が圧倒的に多いと思います。

でも，法令文・公用文での「又は」のルールを適用すれば，この解釈は間違っています。なぜならば，法令文・公用文においての「又は」には択一の場合に用いられるという非常に厳密なルールがあるからです。また，各名詞は読点で結ばないといけない，つまり，「鉛筆又は万年筆又はボールペン」と書いてはいけないのです。全て名

詞を読点でつないでいって，「又は」は最後の１回だけしか使ってはいけない。さらに読点でつないできたのに，「又は」の前後に点を打ってはいけない。ただし，動詞の連用形を列挙する場合は，「又は」の前に点を打たなければいけない，などがあります。

それから，「又は」と似たような「若しくは」という接続詞があります。これも実は適当に使ってはいけないのです。「若しくは」は，「又は」とセットで，一文の中に「又は」があるときしか使ってはいけない，単独で使ってはいけない。では，どういう意味の違いがあるかというと，「又は」というのは大きいくくりに使って，「若しくは」は小さいくくりに使うということです。

このような厳密なルールにのっとって，法律や公用文，条例や要綱や起案は書かれています。逆に，この厳密なルールにのっとって解釈すれば，この例文の場合は「鉛筆か万年筆かボールペンのどれか１本だけ持っていく，２本以上持っていったら間違い」という解釈になるわけです。これは素人がどう解釈しようと自由です。逆に，プロフェッショナルは皆同じ解釈にならないと困ります。人によって法律や条例の解釈が何通りもできてしまったのでは意味がありません。そういう意味で，公用文には厳密なルールが定められているわけです。

同じように「及び」，「並びに」という接続詞，これも公用文・法令文においては，厳密なルールがあります。読点を打つ，打たない，単品使用をしてはいけないなど，このようなルールは当然世の中の人は知りません。

自治体職員に，このような問題をまた出します。これは民法の条文です。例えば，役所に住民の方が来て「すみません，これ，言っている意味が分からないのですが，教えてもらえますか。」と言われたら，どのような説明をしますか，と質問をします。「いや，だから，当事者が，返還の時期並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは，貸主はいつでも返還を請求することができるんですよ。」と言いますか。それは，ただ読んでいるだけですね，説明になっていません。ところが，役所のホームページを見ると，役所の起案文，要綱をコピーしてそのまま載せています。ただ読んでいるだけでは分かるわけがない，だから住民には分からない。その結果，問合せが増える，窓口に来る人が増える，しまいにはイライラしてクレームになる，そうやって自分たちの仕事を増やしているのです。ホームページを作るのだったら，公用文をそのままコピペするのではなく，素人にも分かる言い方に変えましょうと，私は，北は北海道から南は沖縄まで，いろいろな自治体で勝手に提案をして回っています。

元々公用文や法令文は執務効率を優先するので，いわゆる数学の因数分解のようなことをします。同じことを何度も繰り返し書かないように，実は「使用の目的と収益の目的」と言いたいのですが，目的，目的と２回書くのは執務効率が悪いと，因数分解のように括弧でくくってしまって，「及び」という記号を使うことによって，「使用」と「収益」が両方，「目的」に掛かっているというルールを作っているわけです。行政，それから法律のプロフェッショナルは，このルールで文章を書くことで執務効率を向上させる。このルールで文章を解釈することで，お互い共通の解釈にたどり着くわけです。「並びに」というのは「及び」と同じような意味ですが，遠いもの同士をつなぐ。つながりが複数あるときに「及び」と「並びに」を一文の中で両方使う必要性が出てくるわけです。これも「返還の時期を定めなかったとき」，「使用の目的を定めなかったとき」という形で，「を定めなかったとき」を何度も繰り返すのは執務効率が低いということで，因数分解をしている記号なわけです。この民法の条文を解釈しますと，当事者がこの三つを定めなかったとき，具体的には１番が返還の時期，２番が使用の目的，３番が収益の目的，この三つ全部を定めていなかったときは返還請求ができる，逆に一つでも定めていたら返還請求ができないわけです。であれば，そのように言ってあげないと素人には解釈できない，正しい解釈に導くことはできな

いわけです。
私としては，「こういう文章はいつも箇条書きにしましょう」とアドバイスをしています。ポイントとしては，最初に「以下の三つ全てに当てはまる場合は」，「次の五つのうちどれか一つでも当てはまる場合は」など，あるいは場合によっては「次の五つの条件のうち，三つ以上に当てはまる場合は，助成金の支給対象です」などと先に結論を書く。そして，条件を箇条書きにしていく。「このように書くと素人でも間違いなく理解できます」とお伝えしてきています。私よりも年配の，役所経験が長い方も，当然，研修にはいらっしゃいます。そういう方は，昔の起承転結が正しいと思っていることもあります。美しい日本語を使うべきだ，これが大事だと思っている方もいらっしゃいます。そういう方に言われたことがあります。「それはお前が勝手にそう思っているだけで，俺は前の条文の方が分かりやすいと思うよ。」と。
ですから，こういう説明もしています。３年ぐらい前，金融大臣から諮問があり，損害保険に入るときの重要事項説明書，これをもっと分かりやすくしなさいと日本損害保険協会が言われました。「保険が出ると思って入ったのに，実際に事故を起こしたら，保険が下りなかった，そのようなことは聞いていない。」というトラブルになることがあります。保険会社としては「いやいや，お客様。加入のときに重要事項説明書を読んで，理解したというサインをしたではないですか。」となるわけです。でも，重要事項説明書というのは，ほとんど保険関連の法律を寄せ集めた保険約款，この約款の抜粋版が重要事項説明書です。ですから，まさに法令文であったり，公用文であったりで書かれています。当然一般の消費者には分かるわけがないのです。
そこで，重要事項説明書を，先ほどお伝えしたようなルールにのっとって，徹底的に書き換えました。この書換えルールというのは，実は卒業論文と修士論文に書いたものです。自分なりに構築したルールを基に，徹底的に書換えをしました。
単に私がこの方がよいと思い込んでいるだけではなく，本当に理解度が上がったかどうか実験もしました。私が書き換える前，従来の難しい重要事項説明書と，私が書き換えた重要事項説明書，これはどちらの理解度が高いのか。「実際にこういう事故が起きました。このケースで保険金は下りますか，下りませんか。」という問題に回答してもらうことで，理解度を測定しました。その結果，まず重要事項説明書を読んで問題に正確に正解できたかどうか。理解度が，従来の難しいものが４割，平均点が40点に比べて，私が書き換えたものは９割にアップしました。理解度が劇的に向上したという成果が出ています。さらにその問題の答えとなる説明が書かれている部分を見付け出すまでの時間，読んでいた時間，これも計測しました。これが３割から４割短縮されました。つまり，今までであれば，10分掛かって答えを探していたものが，６分から７分で見付けられるようになったという成果が出ています。これはまだ，私の志途中の研究成果なので，余り細かいことは言えませんが，ある特殊な文章，法律や行政のことを扱った難しい文章に関して，ある条件下に関して言えば，このような書換えの効果がはっきりと出ています。
そのように言うと，今度は「いやいや，そうはいっても法律で定められていることだから。」，「条例，約款に書かれている言葉だから，そのまま使わないと法律違反になってしまう。」などと，役所の方はおっしゃることが多いです。民間企業でも多いです。所管する省庁があって，そこのお達し，そこの通知にない言葉を使ってはいけないのではないか，法律違反になってしまうのではないかという心配をされる方も多いです。これは，行政でも企業でも多いです。
そこで，私が書き換えた重要事項説明書，これを元最高裁判事である弁護士の先生に読んでいただきました。さて，「法律上問題がありますか。」，「本来の法律と違った意味に捉えられてしまうおそれがありますか。」とお聞きしてみたことがあります。その結果，この先生がおっしゃるには「全く問題はありません。」とのことでし

た。一人の先生しかお聞きしていませんが，恐らく，様々な弁護士の先生にお聞きしても，さほど法律違反だという結果は出ないのではないかと思います。
このように，大きな勘違いの二つ目として，法令文・公用文をそのままコピーして住民に伝えていませんか，というものがあります。非専門家に対する文章は当然書換えが必要です。その書き換えた文章を広報文と呼んでいますということです。
そして三つ目です。ここで「広報」という言葉が出たので，「広報」という言葉についても少しだけ御説明を付け加えておきます。お手元の配布資料２に，広報の専門誌から「広報」という言葉の定義を幾つか拾ってきました。それぞれの専門誌がそれぞれの言い方をしていますが，一言で言ってしまえば，双方向のコミュニケーションによる関係作りが広報なのであって，決して一方的な広告・宣伝と同義ではないということです。
これも実は，自治体職員で勘違いしている人が圧倒的に多いです。一方的に宣伝をする，情報発信をすることだと思い込んでいます。ですから研修では，「広報は一方的な宣伝・広告ではない。広報誌を送り付ければいいのではない。ホームページに載せたからそれでいいのではない。ＳＮＳにも投稿しているから，それで十分伝わっている，そういう考え方は間違っている。」と話します。そうではなくて，関係作りなわけですから，まずは住民の声，相手の声，関係者の声を聴く，その双方向のコミュニケーション，これが重要です。コミュニケーションで初めて伝わるわけです。加えて，不断なる自己修正。１回，過去に決めたことだから絶対正しいのではなく，もうそれこそ今，最高に完璧な仕事をしているとしても，１秒後にはもっと良いやり方が出てくるかもしれない。世の中が動いているわけですから，役所がずっと去年の起案の日付だけを変えて，去年の事業をそのまま繰り返すと，どんどん世の中との距離が開いていってしまって，コミュニケーションを取れなくなってしまう。その結果，効果的な広報ができなくなってしまいます。先ほどの言葉で言えば，歩み寄りという言葉にもなるのかもしれません。
広報というのは，対象は住民だけではありません。自分の周りにいる関係者全てと，双方向のコミュニケーションを築くことも必要です。それによって，何が得られるかというと，理解，共感です。ですから，本当に伝わり，理解してもらえる文章は，双方向のコミュニケーションから生まれると私は思っています。この理解や共感が得られるとどうなるのかというと，結局，良い関係が築けます。仮に，余り親しくない間柄であれば，相手の良くないところを指摘することもしないですし，逆に指摘されても素直に聞く耳を持たないでしょう。恋人同士や親友であれば，「ここはもう少しこうした方がいいんじゃない」など，一緒に良くしていこうということができるわけです。そういう良い関係が築けると，皆で手を取り合って，この町を良くしていくことにつながる。それが実は広報の目的であり，成果ですと，こういったお話をしています。
さて，以上の話を大前提として，では，相手に理解してもらえる文章の書き方は何でしょうか。私は共通の「モノサシ」で測りましょうという言い方をしています。これは，私が修士論文を書くに当たって行った実験です。住民票を，区役所に行かずに郵送で取り寄せることができる方法があります。その方法が，区役所のホームページに書いてあったわけです。その取り寄せ方の説明ページを，一般の市民の方に読んでもらって，「さて，あなたはどこに何と何を送りますか。」と尋ねました。つまり，その文章の内容が理解できたかどうかという質問をしたわけです。同時にこの文章を読んで分かりやすいと感じたかどうか。その人の主観的な感想も聞きました。
その結果は，配布資料２の 12 ページのグラフです。横軸が「分かりやすい」と思ったかどうかで，４段階で聞いたので，横軸の４のところが，答えた方が「とても分かりやすかった」と感じたということです。３が「まあまあ分かりやすかった」，２

が「少し分かりにくかった」，１が「とても分かりにくかった」です。○の大きさは人数です。縦軸が正答数です。３問，問題を出しましたが，３のところが全問正解の方，２のところが１問，間違ってしまった人，１のところが２問，間違ってしまった人，０のところが１個もできなかった人です。

３問中２問正解だったら，学校なら合格にしてしまいますか。でも，役所の場合は，そうはいかないです。例えば，住民票を取り寄せるのに三つ必要だとします。住民票と印鑑と手数料が必要だったとします。では，あなたは住民票と印鑑を持ってきたから合格，手数料は無料にします，ということは役所ではない。３問，全問正解してもらわないと困るわけです。全員が全問正解できるような文章を書かないと，結局，電話で問合せが来たり，窓口に来て持ち物が足りなくて，「ホームページが分かりにくいんだよ。」と怒られてしまったり，ということにつながるわけです。全ての人が全問正解するような，理解できる文章を書かないと意味がない。更に面白いことに，３問全問正解の方でも「とても分かりにくかった」と答えている方がいます。逆に，全問正解していない２問や１問しか合っていない方が「とても分かりやすかった」と答えています。ですから，分かりやすいと本人が思うかどうかと，本当に分かっているかどうかは，必ずしも一致しない。ここも非常に行政，公用文としては重要なポイントかと思います。

本当に分かってもらうためにどうすればいいのかというお話に関しては，易しく書いた「つもり」ではなくて，お互い共通の「モノサシ」，客観的基準を持って書きましょうというところまでお話をしています。この基準というのは，都市伝説のように「文章は中学生にも分かるように書け」とよく言われますが，私はこれが基準だと思っています。なぜならば，日本の義務教育は中学校までですから，ほとんどの人が中学校までは卒業しているからです。中学校卒業までの国語の授業で習ったことだったら，分かるのではないかと思っていいはずです。逆に言うと，中には事情があって高校に行っていない方もいるかもしれない。ですから，高校で習うようなことを出してしまうと，理解できない人が出てきてしまう。それでは差別だということになります。

では，中学校卒業程度の日本語力とは何でしょう。私は「モノサシ」として，日本語能力試験を使っています。このＮ１という一番難しいレベルが，中学校卒業程度の日本語の読み書きができるかどうかを試すテストだそうです。このＮ１を取ると，就職や進学にも有利だそうです。この 13 ページの表は出題基準，旧日本語能力試験の１級の出題基準として公表されていたものです。大きく四つの部門があって，漢字と語彙と文法と文の長さがあります。これをひっくり返せば，中学校卒業程度の日本語力があれば理解できる日本の文章の書き方として，「モノサシ」として使えるのではないかと思うんです。例えば，日本語能力試験のＮ１の出題基準は，一文の長さが 65 字以内だそうです。それ以上長い文は出題されないそうです。ということは，65 字以内で文が終わるように書けば，全ての日本国民が理解できるという一つのルール，基準，「モノサシ」として使えるのではないでしょうか。

さて，役所の文章を見てみましょうか。大体 100 字，200 字の長さで書いています。取りあえずこれを短くしましょうとお話しします。そして，短くする方法や要らない言葉などを自治体でお話ししています。私の書籍にも，このようなことが書かれていますので，私の書籍を読んだ方からこういう研修をしてほしいというオファーが来ます。実際，先ほど中野区の職員であった頃は，中野区はいまだに持っているかどうか分かりませんが，「文書事務の手引」という公用文の書き方の手引と，「広報の手引」という広報文の書き方の手引を別々に持っていました。そして，広報担当の職員をはじめ，住民向けのもの，広報誌，ホームページ，ＳＮＳ，チラシ，そういったものは全て，広報文のルールに書き換えていました。

柏崎市でも「文書事務の手引」のほかに，「広聴・広報の手引」というマニュアル

を作って，全く違う文章の書き方，文章の書換え方，これをまとめてあります。
それから，岡山県の研修所に毎年文書の研修で呼ばれていました。その後，毎年呼ぶのではなく，マニュアルを作ってもらって，あとは職員に研修をやらせようとお考えになったようで，これが平成 28 年度に完成した「文書事務マニュアル」です。これも第１章が公用文となっていて，第２章が広報文の書き方となっています。私は第２章を監修して，第１章は第一法規の方が監修をされています。これは，職員たちが自ら作り上げて，岡山県下の自治体，市町村全てが自由に使っていいと作ったものです。
このように，役所では当たり前のように，公用文を広報文に書き換えることを脈々とやってきています。もちろん，広報課の職員，それから広報課にいたことのある職員だけですが，そういった書換えを当然のことのようにやっています。書き換えるときには，先ほど広報文のお手本が報道機関の文章と言いましたが，例えば共同通信の「記者ハンドブック」や，「朝日新聞用語の手引」などを辞書代わりに一人１冊机の上に置いて，表記のルールなどもそれを見ながら同じようにやっています。何年かいると覚えてくるので，見なくてもできるようになるのが自治体の現状です。
さて，先日，第 19 回国語課題小委員会の議事録を拝見しましたが，公用文について，社外文書という比喩を使った言い方をされている方がいらっしゃいましたが，正にそうだと思います。役所の中でやり取りする，プロ同士の業界用語ではなく，社外に向けての言葉，これはもちろん言い換えないと理解してもらえなくて当たり前です。これは実は企業さんでも困っている。企業さんも，根本的には何か法律にのっとってやっているわけですから，実は自治体と同じように，どうやって分かりやすくしようかと悩まれています。
ですから，「公用文が対象とする文章はこういうもので，でも，こういう文章は公用文とは少しルールが違う」といったルールがもしできれば，自治体はもちろんのこと，企業さんも非常に助かるのではないかと思います。もちろん，デザイン，見た目の話もある程度はします。ただ，デザインの専門家ではない人間ができる範囲のことしか伝えていません。例えば，ＪＩＳ規格，日本工業規格にもウェブサイトの見やすさや理解しやすさについて，中学校卒業程度で分かるように書くなど規定されています。その辺のところは参考になるのではないかと思います。
本来，差押え通知や生活保護の決定通知など，これも一市民に向けて送るものではありますが，これは発番を取って，公印を押して，法律に基づいて権力を発揮するものなので，用語を一つ一つ全部書き換えていくとなると膨大な作業量となり，これは大きな抵抗に遭うと思います。私は研修で「発番号を取って公印を押すものは公用文である，広報文の対象ではない」と分けてしまっています。
前にこのようなことがありました。過誤納通知が来たとお客様がクレームを役所に言いに来ました。要するに，計算が違っていたことを伝える通知です。「役所が間違えたのだから，菓子折りを持って謝りに来るのが当然ではないか。」とお客様はおっしゃいました。ですが，過誤納という名前がそういうイメージを与えてしまっただけで，役所は間違えてないのです。月途中に亡くなった方に対して，計算し直して「お返しする分が出ました」というそれだけのことです。役所用語では過誤納通知と言います。それを違う言い方に私は変えればいいと思いますが，現実にはそういう用語がたくさんあり過ぎて，一つ一つ変えていくのは難しいのではないかと思います。
例えば，白書などはどうするのかというお話も出ていました。白書は誰のために作っているのでしょうか。本当に国民が読むために作っているとは，私は思えない。というのは，私の研修の冒頭で，「分かりにくいお役所文書の典型的な例」として，白書の一文を御紹介しています。配布資料２の 15 ページにありますので，さっとお読みいただいて比較していただければと思います。この白書の翻訳，英語版を作ってい

らした方から聞いた話ですが，白書のままの日本語では，とても英語にはできないことが多いのだそうです。例えば「最適工業社会」や「多様な知恵の時代」といったような，今一つ何を言っているかが理解しにくい部分については，全部，客観的な言葉に置き換えながら英訳をするのだそうです。その結果，白書の英語版，これを日本語にもう１回訳し直すと，元のものと全く違い，非常に理解しやすい文章になるという，そのようなことを研修で紹介したりしています。これは，佐藤綾子さんという方が学会発表をされたときの一文を，本人の許可を頂いて御紹介しています。

このように，先ほどの過誤納通知ではないですが，白書までも全部分かりやすくするのはどうなのかという気がします。市役所などの内部でも，広報誌は広報文のルールで書き換えているのですが，予算決算の特集をするような場合だけは，書き換えさせてもらえなかったりします。そのような実情がありますので，完璧に全てを，というのは非常に難しいかと思います。

あと，今「イージージャパニーズ」，「やさしい日本語」も出ていますが，災害対策，命に関わる情報の扱いが難しいところです。例えば，「避難指示」という言い方は，私も 10 年以上前の卒業論文で「この言い方は危険性が伝わらない」と指摘していますが，それでもいまだに変わらない。これは，自治体に命令権がないからです。避難命令を出す権利が法律上ないということで，「指示」という言葉しか使えない。そのことで自治体はずっと苦しんでいます。そういったことがあるので，「専門用語は使わない」という程度でないと，所管の省庁とのやり取りが必要になって大変です。

これについては，情報処理学会の研究報告に載っている，大きく文章の内容によって平易度を分けるべきだ，という考え方が参考になります。その難易度を具体的に挙げていらっしゃいますので，この辺も参考になるかと思います。ただ，17 ページにある論文ですと，なぜか先ほどお話しした 65 文字に 1.2 を掛けたものを基準にしています。どうも 65 文字以内に一文など書けるわけがないという学者さんの思い込みのようです。私は 65 文字以内で書けますので，1.2 を掛ける必要はないと，私の書籍にも書いています。これを行政の広報に当てはめていくと，このようにルール化することもできるのではないですかと，あちこちで提案しています。

それから，インターネットの普及についても触れられていました。ネットの文章はＨＴＭＬ言語ですから，これは非常にロジカルな，いわゆるパラグラフ・ライティングを前提としている言語です。残念ながら，お役所の文章はロジカルではないことが多い。例えば，検索結果がヒットする，ページ内検索で適切な結果を返すという意味で，なかなかお役所の文章は不利だと思います。実際，ＪＩＳ規格にもウェブコンテンツはありますから，この辺も踏まえて当然分かりやすくするべきですし，方向性は一緒なのではないかと思っています。

「ポライトネス」というところでも触れられていましたが，自治体職員の方からよく聞く話があります。ウェブ文章はもっとシンプルに書いた方がよいと思って「○○をどこそこに提出してください。」と書いたのに，課長が「提出していただけますようよろしくお願いいたします。」と書き足してしまう。そんなふうに，65 文字ルールがなかなか守れなくなってしまいます，というお悩みが多いです。

不特定多数に向けた文章は，シンプルに理解しやすいのが一番だと思います。ただ，Ｑ＆Ａであったり，メールのやり取りであったり，そういったところでは，相手の立場をおもんぱかることはもちろん必要になってきます。実際，窓口で，御年配の方に対して，20 代，30 代の職員が，シンプルな敬語で「使ってください」，「申請してください」などと言ってしまうと，「タメ口」をきいていると怒られるケースも何度かありました。ですから，場合によって，相手によっては，もちろん，敬語をたっぷり使う必要がある場面もあります。しかし，基本的にウェブでの説明文には必要ないかと思います。それよりも，私は否定語や隠れ否定語，こういったことへの配慮の方

が必要なのではないかと。例えば，役所がよく使う「啓発する」。役所が住民を啓発するというのは，上から目線の失礼な表現だと私は思います。いつも研修などで，これはやめましょうと言っています。

以上駆け足でしたが，自治体では，このように公用文が扱われているということを説明いたしました。御清聴ありがとうございました。

○沖森主査

ありがとうございました。ただ今，実践例を交えた御経験に基づいた発表であったかと思います。まず，ただ今の御発表について直接質問があればお受けしたいと思います。何かありますでしょうか。　（ → 挙手なし。）

では，協議に移りたいと思います。これからの公用文の在り方についてであります。ただ今の小田順子さんの御発表に基づいて，自由に御意見を頂きたいと思います。それに加えて公用文と呼ぶものについて，広い意味で捉えるか，どの範囲で捉えるかですとか，範囲についての検討も，今後必要かと思っております。したがって，その点についての御発言も頂ければ幸いです。

では，参考資料１なども踏まえまして，今後の公用文の問題，課題について自由に御意見，御感想を頂きたいと思います。では，よろしくお願いします。

○川瀬委員

小田さんにお伺いします。公用文は昔からずっとあったものだと思いますが，誰もが分かりやすい方がいいだろうというのは，恐らく専門家同士の間でもあったと思います。それでも，公用文が分かりにくくなってしまう原因というのは，起承転結や美しい日本語など例示いただきましたが，一番の原因は何だと思われますか。そこを解決するのが一つ大事だと思っています。

○小田氏

専門家は専門用語だと思わずに使っています。だから「え，これが分からないの。」というぐらいのもので，そこだと思います。だんだん客観的に自分たちを見られなくなってしまうという，そこだと思います。

○田中（牧）委員

具体的な中身のことです。第２部で難易度を「モノサシ」で計るというところ，具体的なことを教えていただいて大変勉強になりました。その中で 13 ページに具体的な基準として，日本語能力試験のＮ１をお使いになっています。これも具体的で，これを応用された後の研究なども含めたところもよく分かりました。そこに漢字，語彙，文法，文の長さとあって，漢字と文の長さはかなり具体的な数値が示してあって，それが多分役に立っていると思います。語彙と文法についてはここに 8,009 や 137 など数字があります。この数字に応じた具体的な基準はこの後では出てこなかったと思います。そこが語彙や文法について数字も含めた基準化をするのは難しいのかと拝聴しましたが，そういう理解でいいですか。それとも，語彙や文法について具体的な基準が示せるのでしょうか。

○小田氏

8,009 語もあるので，数時間の研修の中で全部を紹介するのは難しいという意味で全部は紹介していません。勉強するための冊子の中に辞書代わりに，Ｎ１でしか出題されず，Ｎ２では出てこないような語彙の一覧が出ています。Ｎ１でしか出てこないような言葉は避けた方がいい，難しい，と幾つか例示をして，例えば文を複雑にする

要素として，助詞の「の」を一つの文に複数回使うと，入れ子の入れ子の入れ子になって，文章が複雑になる。例えば，「が」という助詞を２回使ってしまうとどちらが主語なのか分からなくなってしまうなど，その時間に応じて幾つか，三つや五つ，ポイントを絞って紹介しています。

あと，古文・漢文のような表現は，格調高いと思うかもしれないけれども，理解しづらいからやめましょうという話をしています。

○田中（牧）委員

まず，語彙だと 8,009 のリストを自治体職員は見ながら検討するのですか。

○小田氏

いえ，見ないです。

○田中（牧）委員

そうすると，その 8,009 のイメージは，普通の人にはなかなか分からないと思いますが，そこは研修のときに先生が頭に入れながら具体例として取り上げていくのですか。

○小田氏

漢文のような表現はやめましょうと具体例を幾つか出すとか。「経営者たるものは」など。あとは，二重否定はやめましょうとか。「なくはない」など，幾つか，誰でも分かるようなレベルのものを三つから五つぐらい示して，全部は示せないです。

○田中（牧）委員

なるほど。大分分かってきました。そうすると，文法については 137 など今二重否定をやめるなどの入れ子がどうこうなど，かなり事例によって示せる，役に立つと思います。なかなか語彙については数が多いし，問題は専門用語とおっしゃったので，実際 8,009 というリストがあってもかなり難しいという気もします。

○小田氏

さらに，8,009 の中には行政用語は入っていないと思います。甲南大学の北村先生が作られた「リーディングチュウ太」という，日本語を勉強している外国人の方が分からない言葉をコピーして貼り付けると，ばあっと意味も出てきて，それから何級に相当する単語かが出てくるというサイトがあります。そこで見ると，行政用語は全部「級外」となっていて，元々データベースのリストに入っていないです。ですから，逆に言うと，私は自治体ではこのサイトは無料なので使ってみれば，「級外になってしまうのは全部，お役所の専門用語ですよ」と，「説明が必要ですよ」という言い方はしています。ですから，面倒臭いとは思いますが，そういう基準は示しています。

○石黒委員

今回頂いたお話の中で，特に考えなければいけないのはジャンルの問題かという気がしています。文章を分かりにくくする原因として，公用文と広報文の混同と，広告と宣伝の混同という５ページの②と，10 ページの③に当たるところ。この辺りが私たちも頭を抱えている部分です。

一つは，今回公用文は広い意味で使われたり，狭い意味で使われたりしている。一つ目の質問としては，お役所が作る文書で言うと，要するに広い意味での公用文は狭い意味でのここでおっしゃっている条例や規則に始まるような公用文と，それから広

報文を合わせたものを公用文として設定する。つまり，内向けのものと外向けのものを分けて，かつ広く扱っていく必要があるとお考えなのかが一つです。
それともう一つ，10 ページの広報と広告・宣伝の混同が私はピンと来ないのです。確かに，広報が双方向的だと定義があるのは理解できます。一般的にそのように考えられているのかという気がします。広告・宣伝も双方向的でなければいけないとも思います。つまり，ものを買ってもらうことが目的なので。だから，広報と広告は非常に似通っている部分が大きくて，何か別の観点でももう少しあればと。お役所が広告を打つことはまずないので，その辺りもう少し何か別な観点もお考えなのかという気もしています。その２点をジャンルに関して伺いたいと思います。

○小田氏
まず，例えば先ほどお示しした岡山県です。公用文と広報文をどのように分類しているかというと，全てを大きく「公文書」とくくっています。そして公用文と広報文に分けていて，公用文の中に「例規文書」と「一般文書」があるという分け方をされています。例規文書というのは，条例，規則，告示公告などそういったものです。一般文章が，例えば紹介文であったり，回答文であったり，契約書であったり，挨拶文，そういったものも含めて公用文の方に入れています。
広報文として別により分けられているのが４種類あって，一つが回答文書，クレーム，お問合せに対する回答です。それから，説明文書，制度や手続の説明です。三つ目が募集文書です。意見募集や参加者や委員の募集といったものです。四つ目がお知らせです。報道発表やイベントや講座情報です。岡山県としてはこのように分けています。恐らく，ほとんどの自治体の方で，広報文という言葉を知っている方の場合は，こういう考えかと思います。
広報と広告・宣伝との関係については，広告・宣伝というのは，確かに広報の中に含まれるものです。違うものではないです。ただそれがイコールではない。例えば，自分をＰＲするといったときには，どうしても自分を宣伝するという意味で皆さん使っていますよね。でも，ＰＲは，本当は「パブリックリレーションズ」なので，「広報」の英語訳です。
ですから，私は広報の歴史も研修でお話しするのですが，広報が初めて日本に入ったのは 1947 年です。ＧＨＱが日本もパブリックリレーションズをやりなさいと言ってきた。「パブリックリレーションズとは，こういうふうに関係作りをして…。」という説明を聞いて，当時の行政担当者が，では日本語で何と言おうかと考え出したのが「広報」です。ただ，戦後の高度経済成長期を迎えて，とにかくもうバンバン広告を打って，バンバン作れば，バンバン売れる時代に，どうしても広報の中の宣伝・広告だけが独り歩きをしてしまった。ただ，その後インフレが進行したり，失われた 10 年だ何だといったことがあったり，だんだん広報とは宣伝するだけでは駄目と，元のところに戻りつつあるという状況らしいです。ですから，全く違う意味ではないです。
どうしても行政は反応が怖いのです。クレームが来たり，問合せが来たりするのが嫌なので，とにかく一方的に情報を発信する。例えば，ＳＮＳなども，お返事はしませんというルールで皆さん使っています。そういう意味で，あえて行政の職員には，「広告・宣伝ではないですよ」というところを伝えたい。先ほどの御質問にも絡みますが，歩み寄っていないというか，私は研修でこのようなお話もします。どうしても相手と向かい合ってしまう，だから，分かり合えない。自分も役所から出て家に帰れば一市民なのだから，相手と向かい合うのではなくて，相手と同じ立ち位置に立って同じ景色を見ると，「このような言葉は，親には言わない」，「このような言葉は，友達との会話では使わない」ということに気付けるのではないですかと。
ですから，研修の最後には，違う部署の人でワークをやってもらいます。そうする

と，税金の担当者がスポーツ振興の担当者と会話をすると，同じ役所の職員でもお互い分からない。税金の担当者が言っている言葉が難しくて，スポーツ振興の方は全然分からない。逆に，スポーツ振興の言っていることは税金の担当者は全然分からない。それがお役所目線だという話はします。多分そこのところではないかと思います。

○川瀬委員

小田さんから御覧になって，今，公用文はそれこそ一杯ありますが，難しいと思われますか。

今お話を伺っていたら，専門家同士が専門用語を使ってやり取りしている公用文を読み解ける人，翻訳できるというか，置き換えできる人が増えれば，公用文は難しいままでもいいかという気もしてしまいました。公用文が難しいものであるデメリットは何でしょうか。

○小田氏

公用文は難しいと思いますが，まずは，翻訳できる人が増えるとは思えないです。翻訳ボランティアが世の中に何万といればいいですが，私は今ボランティアではできないですし，これを仕事としています。先ほどの白書を翻訳されている方も当然お仕事でなさっています。それ以前に，自治体では日本語を外国語に翻訳するボランティアの方を募っていたりしますが，公用文を分かりやすい日本語に翻訳までしなければならなくなると，それは最初から分かりやすく書けばいいのではないかいうことになります。

先ほどお話ししたように，書いている本人は書きたいことがあって書いているので分かっています。でも，同じ役所の職員でも，隣の課の人は分からない。どうでしょう，皆さんは役所の文書を読んですらすらと分かりますか。

○川瀬委員

分からないです。分からないですと決めてかかっているのが一番いけないのかもしれないですが，分かりにくいことが多いです。

○小田氏

修士論文の実験で 50～60 人の方に実験していただくと，途中で皆どんどん脱落していってしまいます。「もう，やだ。ごめん，役所の話を読むのは嫌だからごめん，これ以上協力できない。」と言って，10 人，20 人が脱落してしまうという現状です。別にその方々が知識や教養がない方々ではありません。本気で税金のお知らせなど読んでいただくと，悩むことがとてもあると思います。

○鈴木委員

今まで触れられたいろいろな公用文，役所の文章の中で，伝えたい内容に対して不正確な文章に接せられたことはありますか。

○小田氏

それは公用文の中途半端な使い方です。例えば，先ほど「又は」「若しくは」はセットでなければ使ってはいけないルールがあるのに，「又は」はないのに「若しくは」を使っていたりするものを見掛けます。

○鈴木委員

そういう意味でのルールにのっとっていないということですか。

○小田氏
　というものもあれば，書き方がおかしくて，これはこちらにもあちらにも取れるといったものも，もちろんありました。それは多々あります。
　ですから，先ほど言った研修の最後のワークで，「これはこういう意味ですか。それともこっちですか。」とグループのメンバーに聞かれて，はっと気付くのが結構多いです。聞かれるまで気付かなかったのが結構あります。

○鈴木委員
　正確に表そうとするから，公用文のような言い回しになるという場合もあるのではないかと思うのです。分かりやすさというのは，ある意味ではものすごく細かく規定していかなければならないことを，大部分の人がこう感じるからこのように簡単に表現してしまっても大丈夫なのではないかという要素，全てそうとは言いませんが，そういう要素で書き換えることが多分あるのではないかと思いますが，いかがですか。

○小田氏
　多分，根拠なく，それこそ先ほどの主観的に分かりやすいのではないかというだけでやってしまうと，そういうおそれはあります。客観性がないと，先ほどの民法の条文ではないですが，あれは明らかに書き換えた後の方が素人には分かりやすいです。ただ，もしかしたら専門家は，まどろっこしいと思うかもしれない。

○鈴木委員
　かえって曖昧さの余地が出てしまうことについては，余り考えなくていいですか。

○小田氏
　それは書換え方次第かと思います。私は，そういうやり取りも含めてのトランスレーターなので，もしかして今後私のようなトランスレーターが何人かでＡＩを育てていくというプロジェクトでもあれば，無料でＡＩがバンバン翻訳してくれます。
　ただ，結局公用文の先ほど言ったルールが間違って書かれていたら，ＡＩも判断に困ってしまうし，書いている本人がよく分からないケースもあります。何となく役所っぽく，いかめしく書いたけれども，「では，そういうことですか。」と聞いたら「すみません，分かりません。」ということも結構あります。それだとＡＩにも当然分からないという気はします。

○鈴木委員
　そういう文章ですと，易しくしてもしようがないですね。どうしようもない。

○小田氏
　そうですね，そもそも分からないで書いていますから。

○森山副主査
　先ほどの「若しくは」と「又は」の問題について，例えば，かぎ括弧を使ったりすると，どちらの使い方か仮に誤解している人がいたとしても結構分かりやすいと思います。例えば，そういうやり方も一つはあり得るのではないかと思います。「若しくは」と「又は」がこういう使い方をすると，一体誰が決めたのかという話です。人それぞれの捉え方があるのではないかという論理も成り立つかと思います。

○小田氏

当然，素人の方はありますし，行政の職員の中でも，知らないまま行政に 30 年勤めているという人もいます。そういう質問をされる方はいらっしゃいます。でも，公用文のこれは，そこまで書いていないですか。

○武田国語調査官

「公用文作成の要領」では，そこまで決めていません。どちらかというと法令の方からの考え方になります。

○小田氏

法令文の方で規定されているのですね。各自治体は多分，この公用文と法令文の両方を合わせて「文書事務の手引」のようなものを作っています。出版社のぎょうせいから公用文の書き方の本が出ています。それを見ると，このルールが書かれています。公用文の研修になると，これをきちんと理解できるように研修をやります。

私は中野区の職員時代に，公用文の研修を受けたことがあります。グループで，ある公用文を検討して，結局，決裁はどこまでか，誰までかというクイズを先生が出しました。研修参加者 50～60 人の中で，正解者は一人しかいなかったです。そのぐらい細かいルールが，でも共通のルールが行政の中にあります。

○森山副主査

ということは，その辺りもある程度本当のバリバリの，法令文は仕方ないかもしれませんが，かなり決まっている公用文そのものも，例えばほかの方法でかぎ括弧を使う，コンマと中黒を使い分けるなど，その辺りを検討していくことも十分考える必要がありそうですね。

○小田氏

そうですね。でも，公用文は，国ではカンマを使っていますが，地方自治体はばらばらですかね。

そこは，国でも機関，省庁によって違いますよね。ですから，根本はとにかく，実際は国の何らかの規定を使い回しているのは確かです。自分たちで新しいルールなど作らないので。ただ，公用文だけではなく，条例などの解釈を書くのは困ってしまうので，法令文も引っ張ってきて，合わせて役所の文書事務の手引ができているというところです。ただ，ごく一握りの職員しか分かっていないのも事実です。

○森山副主査

文書事務の手引のバリエーションのようなものを何か具体的な例などがもしあったら教えていただきたいのですが，バリエーションとしての例です。こちらではこのような手引だけれど，こちらではこういう手引になっているというもの。

○小田氏

いや，文書事務の手引は名前が違うくらいで，どこの自治体でも同じルールですね。

あとは，自治体によっては，そのような手引はないところもあります。

○森山副主査

もう一つだけ，相手意識と目的意識による文章を考えた場合，例えば「督促」などの言葉は中学校では習わないと思います。

だから，本当に中学校卒業レベルの人でも分かるとなると，更にもっと必要になっ

てきて，分かりやすい文章と言うときの分かりやすさのある意味での難しさの限度，そこをどう考えたらいいのかというのは悩みます。

○小田氏
先ほどの過誤納通知や督促状，あとは催告書なども，私も滞納整理をやっていたので送りました。結構長く滞納していると催告書が行きますが，それをもらったある年配の区民が「勧告書が来たぞ，どういうことだ，これ。」と。催告だか勧告だか分からないけれども，何か役所が偉そうに言っている，ぐらいのざっくりした理解になってしまいます。
以前，ある自治体の納税通知書を書き換えました。延滞金の利率の説明などを書き換えるのには，ものすごい抵抗がありました。法律で決まっているからというのもありましたが，できる限り書き換えました。
ですから，そういうことをやる気になってやる，やる気になれば自治体としてできないことはないわけです。法律で決まっていることをそのままコピーして載せていたらそれは分かるわけはなくて，トラブルになるのは当たり前です。本来はやろうと思えばできるのですが，自分たちでというのはなかなか難しいです。客観視ができないからです。それと，一自治体だとなかなか私のような者を雇って，お金を払って全ての文書を翻訳してもらうのは予算が付かないなど，よほどトラブルがあったところでないと，予算が取れないなどはあるでしょう。

○善本委員
一つ教えていただいてよろしいでしょうか。大変貴重なお話ありがとうございました。中学生にも分かる文章を書くためにはと書いていただいていて，私は中高一貫校の校長なのでちょうど中学生を見ています。この日本語能力試験のＮ１の出題基準を参考にされています。例えば，漢字の含有率が 30 から 45%なので，中学生にも分かる文章を書くためには，漢字使用率を 45%にすると書いていただいています。
拝見していてなるほどと思いつつ，どのくらいの漢字量があれば読みやすいかはかなり個人差があるのではないかと思います。例えば，平仮名が多い方が分かりにくいと私などは感じてしまいます。その辺りはその人の言語感覚や，あるいは年齢などいろいろな要素によって違うと思います。実際 30 から 45%になっていることを考えると，ターゲットにするのは誰かにもよるので，もちろんそれぞれの文章の対象は誰かをしっかり見ていかないといけないと思います。45%という数字はかなり有効だとお考えでいらっしゃいますか。

○小田氏
そうですね。45%を超えるということは，半分が漢字です。となると，漢文を読んでいるような，見た目も黒っぽい文章になってしまう。それから，資料にも載せていますが，平易度ごとにパーセンテージは実は変わっていくので，役所の施策や制度説明はどうしても固有名詞だけで漢字が多くなってしまいます。減らせというと本当に変なところまで変えなきゃいけなくなってしまいます。実は最高 45%にしています。もう少し，税金や健康保険など，社会生活上知らないと損をしてしまうような情報は，できれば 30%を目指してほしい。命に関わる情報は，お年寄りや子供でも分かるようにするので，もっと減らした方がよいという話をしています。
「中学校卒業程度の能力」というのは，非常に高いレベルを指しています。私は研修で，かつて私が教えていた生徒の，中２のときの漢字テストをやります。参加者に答えてもらうのですが，自治体職員で全部を答えられるのは１割くらいです。私たちは中学校を卒業してから何年もたっていますが，「小学校を卒業するまで国語のテス

トは常に 100 点でしたか」ということを考えると，「中学校卒業レベルの日本語能力」は非常に高レベルです。漢字が読めない人は出てくるし，自治体職員でも読めない。

したがって，全体として漢字が多くなってしまう文章は，例えば「頂く」や「致します」を平仮名にするなど，そういう工夫はあった方がいいのではないか，その方が，特に敬語は和語なので，平仮名で書いた方が思いが伝わるなど，そういうことも研修でお話しています。

○沖森主査

では，私からも一つ御質問を。貴重な御意見，そして国語課題小委員会の議事録案を御覧いただき，御提言いただいたことに感謝したいと思います。

その中の「検討の対象」という印刷物の 14 ページの対象文書について示唆いただければと思います。今回，「公用文作成の要領」を新たに考えたいと，「公用文作成の要領」とは別に「広報文作成の要領」を作った方がいいのではないかという御提案，非常に分かりやすく，私もそうとも思います。その場合，「広報文作成の要領」については，今お話いただきましたが，「公用文作成の要領」の方については何か御意見というか，お考えがあればお聞かせいただければと思います。

○小田氏

例えば中野区の文書事務の手引を読んだときに，こういう一般的でない言葉は使わないなど例示がされています。その言葉は見たことがないような，本当に戦前の言葉ではないかというものが載っていました。それが多分，公用文のこちらから引っ張ってきたものだったように記憶しています。最近見ていないので分からないのですが…。

○沖森主査

今回この国語課題小委員会で検討している中で，公用文をどの範囲とするのかが大きな問題ともなっております。具体的に我々が提案して実効性のあるものを示せるのは，今お話いただいたむしろ広報文の方かと考えてはいます。広報文の方は比較的，書換えで元があるものを書き換えればいいので分かりやすくできるかもしれないです。公用文自体は，ではどうすればいいのかは依然として手探りの状態と言いますか，よく分からないところがあります。そこで，「公用文作成の要領」には，対象とする文書の種類を加筆することで御提案いただいたかと思います。この対象とする文書の種類は具体的にはどういうものを指しておられるのでしょうか。

○小田氏

先ほど岡山県の例を御紹介したように，白書や回答文や通知文を入れてしまうと，とんでもないことになって身動きが取れなくなると思います。ですから，先ほど四つ御紹介したように，回答といっても行政間でやり取りするような回答ではなく，例えばクレームのメールや，市長さんへの手紙，苦情やお願いがお葉書で来たなど，それに対するお返事というレベルの回答文です。

それから，制度や手続の仕方の説明，ホームページしかり，窓口にあるパンフレットしかり，そういった説明文書です。それから，募集ですね。パブリックコメントも含めて「御意見を募集します」という場合，よく役所は難しい法律や条例の名称を長々書いてしまいます。そうではなくて，「町をこのようにする条例について御意見ください」など，そういう書換えをしても法律違反ではないのではないですか，と思います。そういった意見募集，あとはイベントなどこういう会議の参加者募集，そういった募集文書と，あとはその他お知らせです。「イベントやります」，「講座やりま

す」，「予防接種いついつまでに来てください」など，そういったお知らせ文書ぐらいは，公用文の「及び」，「並びに」，「又は」，「若しくは」などの書き方をしなくてもいいのではないですかという話です。

岡山の例でも，文章の種類をそのように分けて書いています。もしかしたら公用文の方には，公用文とは具体的に何なのかを書いて，逆に公用文に含まれないというか，広報文として別途，定める形で，対象となる，例えば今の四つのようなものを公用文の中に入れ込むという意味での改定，広報文はこうだと別にあってもよいかと思います。もちろんこのように分けて一緒にしてもよいと思います。行政用語は膨大なので，その用語を全部分かりやすく言い換えろと言ったら，多分永遠にできないのではないかと思います。「過誤納」一つとってもそうですから。厳しくなってきます。

○川瀬委員

そうすると，物理的な言葉の置き換えだったりはできないぐらい，もちろん膨大にあるのは想像に難くないのですが，そうすると，心根の持ち方の改革を訴えるべきですか。分かりやすい公用文を作っていただくためにというのは。

先ほど専門用語と認識，意識できなくなっている。それから，客観視ができていないというお言葉がありました。それはものの見方が非常に狭くなっている。または見る方向を間違えている。一般市民のためではなく，何となく専門性の世界だけでものを見るようになってしまう。それが結果分かりにくさにつながるのであれば，もっと広い目で世の中を見ましょうと，心根の持ち方を訴えるのも大事なのでしょうか。

○小田氏

一言で言ってしまえば，そういうことになってしまいます。正に，この「分かりあうための言語コミュニケーション」に書かれているように，歩み寄ることが実は大事です。ただ，そういう具体例が，ここにも載っています。なので，そういうことも含めてではありますが，一自治体ならともかく，国として出すものにどこまで書けるかはあります。ただ，少なくともその出来上がったものがガチガチの公用文でないとよいという気はします。

○石黒委員

今回は日本語能力試験の出題基準を出されています。私自身は日本語教育が専門です。それをお使いになった気持ちは分かりつつも，少し無理があるという気もします。まず，一つは中学卒業レベルと日本語能力試験の１級というもの，Ｎ１でなくて多分旧式ですから１級だと思います。それを同等に見ることが果たして妥当か，疑問に思います。

それから，二つ目として，ただそれをお使いになった理由はとてもよく分かります。つまり，国語教育の場合は語彙について明確に基準がないわけです。それこそ先ほどの田中牧郎委員のように，実際コーパスを分析していろいろ御覧になっている方がいらっしゃいます。実際にここまでの語彙を教えればいいという数は示されていないです。一つそういう目安が必要なことは分かります。文法にしてもそうだと。決まっているのは常用漢字だけですので，それは分かります。それを日本語能力試験という留学生・外国の方を中心とした試験をそのまま適用するのが，目安としては分かりますが，少し難しい面もあるというのが一つあります。

それと同時に，１級はとても難しいのですが，一般的にいろいろなものを調査すると，実際に何の試験でも何とか検定の１級はマニアックになりがちで少し実用性に欠ける嫌いがあります。例えば，留学生教育などをしていると大体２級レベル，４級～１級とあるわけですが，その２級レベルまで分かっていると，ある程度のレベルまで

行きます。それが基礎となって，ある分野，例えば経済学を専門としている学生には経済のところで特別なものを教えるという，むしろ１級をきちんとやるというよりも，語彙の場合でも２級レベルで少し振り分けた方がよいところがあります。同じような考え方でいうと，そこまで１級までのものを求めなくても，むしろ公用文はとても特殊な言葉遣いがあります。むしろ，そちらの方を見ていく方がいいのではないか。例えば，具体的に調査をしてみて，おっしゃっているところの公用文の中で，難しい社内文書的な公用文の中で，難しい語彙を取り出してみて，それが一般の方にどれぐらい認識されるのかというテストもしながら，この「分かりやすい」と「分かる」はとても刺激的でしたが，こういうものは事を積み重ねながらやっていく方がよいと思いました。その辺りはいかがでしょうか。

○小田氏

２，３時間の研修ですと，日本語能力のＮ１までしか紹介できません。丸１日の研修ですと，先ほどのようにＮ２，Ｎ３まで紹介して，正に施策など難しいことを伝えるのはＮ１でいいけれど，健康保険や身近な税金などはＮ２ぐらいで書かないと伝わらない。伝わらないで損するのは，あなたたちですという話をします。先ほどの漢字使用率も，実は 45%よりも少なく，１文も 65 文字ではなく 45 文字で，飽くまで目安です。こういう目安がないと，「短くしましょう」，「分かりやすく書きましょう」と言われても，何をしていいか分からないので，そこに指針を示す意味で目安としてお伝えしています。その辺はそうですね。ただ，日本語検定の１級，２級と比べたら，日本語能力試験の１級はまだそんなにマニアックではないと私は思っています。ある程度の目安がないと，というだけなので，それはもちろん完璧ではないし，今後，公用文の見直しのときに「日本語能力試験の１級程度にしましょう」と入れた方がよいとは思っていないです。

語彙の問題と文法の問題と，両方あります。語彙はもちろん，例えば医療機関でお医者さんたち，医療者たちが使う言葉の中で，患者が分かっていないものを徹底的に調査して，「これが何%」と出ていました。だから，行政の語彙に関しては，もしかしたらそういうことをしてあぶり出すしかないと思います。加えて，語彙だけ言い換えれば分かりやすくなるかというと，決してそのようなことはないです。何を先に伝えるか，文章の書き方。一番簡単なのは，65 文字や 45 文字と切ってしまえば，複雑な構文にしようがないです。つまり，それが一つの目印です。自治体職員に「複文や重文をやめましょう」と言っても分からないです。主語と述語がねじれていると言っても，「主語って何。」，「述語って何。」となってしまいます。「いや，だから，主語になれるのは…」という中学生の説明から始まってしまうので，主語，述語，名詞，動詞という言葉を使わずに，それでも分かりやすくしてもらうためには，何文字以内と言ってしまうのが一番，効果的というのが実はあります。ですから，「それを公用文の書き方として入れましょう。」という御提案では一切ないです。これは苦肉の策です。

○入部委員

貴重なお話をありがとうございました。「歩み寄る」という言葉が大きなキーワードかと思います。例えば，裁判員裁判で，一般市民ができるだけ分かりやすい表記で，例えば「擦過傷」，「擦り傷」のことですが，それを「擦過傷」と言わずに「擦り傷」と言う。そういう分かりやすい言換えはあって，歩み寄れると思います。例えば「情状酌量」を言い換えるとなると，かなり難しい。一般市民の方も「情状酌量」という言葉は理解してから来てくださいという双方の歩み寄りなのか，あるいは行政の方だけの歩み寄りなのか，そこのところを補足でお願いしたいと思います。

○小田氏
その状態ですと，「ばかだと思われる」と思って，恥ずかしくて聞けないと思います。用語集を用意するぐらいは，歩み寄るべきかと思います。制度開始から何年か分からないですが，できれば双方向のコミュニケーションを取って，「今日のお話の中で，分からないことがありましたか」ぐらいのアンケートでもいいです。それを基に用語集のようなものを作って，ある程度は用語集で，自分で辞書的に調べてもらうことも必要かもしれません。

実際，私が研修の中で，「敬語をやたらに使い過ぎるのも文章を長くするし，敬語を正しく使える人は余りいないので，間違えて恥をかきます。」という話をします。「敬語を一杯使えば使うほどよいかというと，逆に慇懃無礼となります。」という話をしました。そうしたら，研修後のアンケートに，「あの講師は専門用語を使うなと自分で言っておいて，自分が専門用語を使って，説明もしてくれなかった。インギンブルードとは何ですか。」と書いてありました。片仮名で「インギンブルード」と。何か強そうな戦隊だと思いましたが，私が悪いのです。

「慇懃無礼」というのは，まず常用外ですから，読み仮名を付けなければいけなかった。読み仮名を付ければ，私が口で言った「慇懃無礼」がこの漢字だと分かった。であれば「はい。」と手を挙げて「慇懃無礼とは何ですか。」という質問ができたかもしれないのに，私が読み仮名を付けず，解説もしなかったせいで，質問ができなかったことはあります。だから，質問すればいいんだと専門家の側から言われると，非専門家にとっては，つらいと思います。用語集があるといいかもしれません。

○福田委員
ありがとうございます。５ページ目の「改善案を考えてみましょう」というところで，Ｑ＆Ａの正に広報というところだと思います。これは本当によく模範解答ができていて納得しました。質問者は確かに不安になっている。そういうことを見越して，最初に「御心配をかけてすいません。」と謝って，理由を言って，３番目にどうするのかをも書いてあるのが，とても親切だと思いました。

ただ，これを見ると，うまくない例の罰点が付いているアンサーのところ，２行で終わっているところが６行に増えてしまっている。こういったきちんと伝える，分かりやすく伝えるために分量が増えてしまうことに対して，現場の行政の方たちはどのように評価しているのか，教えていただければと思います。

○小田氏
私の実験でも，そういうものがありました。どうしても公用文を一定のルールに従って分かりやすくしようとすると，分量が増えてしまう傾向にあります。行政の現場では，ホームページやメールであれば，きちんと見やすさを意識すれば，過不足なく，しかも分かりやすくお伝えした方が絶対得なので，増えてもいい。ただし，広報誌は紙面に限りがあります。文字数に限りがありますので，文字数が増えると入り切らなくなってしまいます。シンプルに書かざるを得ない。その場合はこの「びっくりさせてしまってごめんなさい」などは省略するしかないなど，あとは「くださいますようお願いいたします」など書かずに「破棄してください」で終わるなどという工夫は必要になってきます。

ただ，行政の職員としては，相手がカチンときたり，せっかく書いたのに「どうすればいいのか。」という問合わせが来たりするぐらいだったら，ここで完結して，解決して，納得してもらった方がいいと考え，文字数に制限がないのであれば，ここま

でを選びます。
特に，活字は冷たいイメージがあるので，このように書かれると，ほっとするというのがあります。

○森山副主査
先ほど広報文，広報の方の作成の要領を考えたときに，最近非標準的な書き方が結構あるようになっています。例えば，「ごみにはふたをしましょう」と言うとき，割と我々の普通の生活では「ごみ」を片仮名で書いて，「ふた」を片仮名で書いたりする。その方が分かりやすくもあるわけです。
広報だったらその方が分かりやすいかもしれないときに，標準的な書き方ではないものを公的に出していいのかという議論もあり得るかと思います。そういったところが悩んでしまうところです。広告あるいは宣伝だったら，そこはもう乗り越えられるところだと思います。広報という公的な性格を見たときにどう考えたらいいかに対して，よかったら少しヒントを頂ければと思います。

○小田氏
広報文のルールが公用文と別にあれば，「これは広報文なので，こちらのルールでやっています」という説明が付くと思います。「ごみにはふたを」と言うときに，確か公用文では「ごみ」は平仮名だったような気がします。共同通信の「記者ハンドブック」を見ても平仮名だったと思います。ただ，全部が平仮名になってしまうと逆に訳が分からないです。かと言って，「フタ」という字を漢字で書くと，また難しいです。そういうところを許されるようなルールがあるといいですね。平仮名ばかりが続くときは，例えば片仮名にする，読点を入れるなど，そういうところも，私は意識して文章を書いています。そういう少しゆるっとしたルールができるとうれしいです。

○森山副主査
仮にまた「袋に入れましょう」と言うところを，「袋」を片仮名にすると，また違和感があると思いますね。

○小田氏
何か違うものに見えてしまいます。

○森山副主査
その辺りも含めて，悩ましいという言葉は少しおかしいですが，あります。

○小田氏
常用漢字も，「常用漢字表にあるから，絶対漢字で書かなければいけない」わけではないと思います。例えば，私はペンを持って手で書けない漢字は，ごちゃごちゃしているので，平仮名で書くようにしています。「挨拶」など，幾ら常用漢字であったとしても，先ほどの45%ではないですが，漢字が多すぎるときは，あえて平仮名で書くなど，そういう融通が利くルールがよいと思います。

○沖森主査
ありがとうございました。それでは，そろそろ意見交換を打ち切りたいと思いますが，いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
本日御発表いただきました小田順子さんには，改めて御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

今期の課題は，昭和 26 年の「公用文作成の要領」の見直しというところから出発しております。これまでの議論を振り返りますと，法令や役所内で交換されている文書の在り方に対してよりも，むしろ広く一般の方々を読み手として意識したときにいかにきちんと伝わる情報を示していくか，分かりやすい文章を作成していくかが課題となっているようにも思われます。今後もう少し焦点を絞って検討していくことになるかと思いますが，事務局とも改めて相談し，委員の皆様方の御意思に沿うように議論の対象をはっきりさせていきたいと思っております。

スケジュールにつきましては，次回以降御確認いただき，予備日も含めましてお時間を頂ければと思います。

では，本日の国語課題小委員会はこれで閉会といたします。本日は御出席どうもありがとうございました。